

令和6年度第4回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和6年(2024年)7月18日(木) 13:30 ~ 16:30

2 場 所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

(2) 事後調査報告について

ア FSPS佐久市八風太陽光発電所事業

イ (仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業

ウ 新クリーンセンター建設事業

エ 都市計画道路 伊駒アルプスロード線

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行

梅 崎 健 夫

北 原 曜

江 田 慧 子

佐々木 邦 博

鈴木 啓 助(委員長)

高 木 直 樹

富 樫 均(委員長職務代理者(副))

中 澤 朋 代

中 村 雅 彦

宮 原 裕 一

森 川 多津子(委員長職務代理者(正))

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

大 窪 久美子

杉 山 憲 子

野見山 哲 生

6 その他

井田委員、北原委員、江田委員、佐々木委員、中澤委員、中村委員、宮原委員及び森川委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局
塩入
(県環境政策課)

ただいまから、令和6年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催に当たりまして、あらかじめお願い申し上げます。

報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。現時点で傍聴者はいませんが、お見えになった際には、審議に支障が生じないよう事務局の指示に従っていただくようお願いしてまいります。

議事に入ります前に本日の欠席委員をご報告いたします。大窪委員、杉山委員、野見山委員からは、都合により欠席する旨の御連絡をいただいています。

ウェブ会議システムを利用してご参加されているのは、井田委員、北原委員、江田委員、佐々木委員、中澤委員、中村委員、宮原委員及び森川委員の8名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しています。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいていますので、委員会が成立していることを御報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくよう御協力の方よろしくお願いいたします。

また、御発言いただく時以外はWEB参加の皆様におかれましては音声をミュートにしてくださいようお願いいたします。なお、音声が聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨、御発言いただくか事務局までチャット等でお伝えください。

それでは、条例の規定によりまして委員長が議長を務めることになっておりますので、鈴木委員長、議事の進行をお願いいたします。

鈴木委員長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の会議予定及び資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
山崎
(県環境政策課)

それでは、事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)として、「上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について、前回に引き続き3回目の審議となります。前回の委員会における審議で後日回答とされた部分に関する見解と住民からの意見書に対する見解を事業者からそれぞれ説明いただき、御審議をお願いいたします。

次に議事(2)として事後調査報告書4件について審議をお願いいたします。

最初の「FSPS佐久市八風太陽光発電所事業」については、事業者から説明をいただき、その他は全て、事業者に代わって事務局が説明させていただきます。その後御審議をいただく形となります。

本日の審議事項は以上の2項目であり、おおむね16時30分を目途に会議を終了いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料です。次第に記載の資料は、委員の皆様には事前にお配りさせていただきました。

資料1は、議事(1)の関係についての資料ですが、前回までの技術委員会において委員の皆様からいただいた御意見と、それに対する事業者の見解をまとめたもので、資料1-1はそれを補足する資料として事業者から提出されたものです。資料2は、5月13日から6月26日までの期間に事業者から提出された準備書に対する住民等からの意見、及びそれに対する事業者の見解となります。

なお、7月3日に事業者見解の送付がありましたので、そこから120日以内、つまり

10月31日までに知事意見を通知することが条例上規定されています。スケジュール的には、今回が実質的に最後の準備書審議となり、次回技術委員会以降の準備書審議で技術委員会意見案を事務局から示させていただき、確認いただくこととなりますのでご承知をお願いします。

資料3から資料6は、議事(2)の各事業における事後調査報告の概要についての資料となりますが、詳細は議事の最初に説明させていただきます。

最後に本日の議事の審議方法についてですが、検討内容が希少野生動植物の個別生息・生育場所や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長の判断により御指示いただくようお願いします。

非公開情報の審議の際には、報道関係者の皆様には御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

鈴木委員長

それでは、早速でございますが、議事(1)でございます。「上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書について」ですが、今回は、資料1と資料1-1、それから資料2がございますので、これについては分けて審議したいと思います。

まずは、資料1、資料1-1について審議したいと思いますので、これについて事業者から説明をお願いします。

事業者
篠原
(上田地域広域
連合)

よろしく願いいたします。

それでは、資料1及び補足の資料であります資料1-1について御説明をさせていただきます。上田地域広域連合ごみ処理広域化推進室の篠原です。よろしく願いいたします。

前回の審議で後日回答となった部分、資料1におきましては、着色してあるセルの部分、事後回答(第3回審議)と記載のある部分について御説明をさせていただきます。

まずは、No.15を御覧ください。

地下水が河川方向に流れていることが分かり、また、河川水質の安全性の担保ということも踏まえまして、もう少し河川側にモニタリング井戸を設置すべきではないかという御指摘になります。

前回の審議のときには、検討させていただきますと回答させていただいておりましたけれども、再度持ち帰り検討した結果、モニタリング井戸につきましては、現在2か所を設定しておりますけれども、現在の2か所に加えまして、河川側にもう1か所追加する方向で検討しますと回答をさせていただいております。

次にNo.16になります。

今、御説明したNo.15と同様の内容となりますけれども、地下水の流下方向、つまり河川側でモニタリングする必要があるのではないかという御指摘になりますけれども、No.15の回答と同じように、河川側にもう1個、モニタリング井戸を追加する方向で検討しますという回答としております。

次にNo.19になります。

千曲川の下流側にある堰による湛水が河川水位の季節変化に反映されているかという指摘になります。御指摘のとおり、対象事業実施区域の下流側に堰があることで、年間を通じて湛水、水が溜まっている状態です。豊水期と渇水期で水位が大きく変わらないことが想定されます。それを踏まえまして、前回の審議の資料1-2を見直しまして、今回、資料1-1として修正提示しておりますので、そちらを御覧ください。

い。

見直した点につきましては、千曲川と矢出沢川の合流点より下流側、資料1-1では「T.P.+428m」と記載のある辺りより下流側の河川水位は、渇水期と豊水期で同じ水位になると想定をしました。

また、それに合わせまして地下水の流向も見直しましたが、おおむね千曲川に向かって地下水が流れているという結果に変化はありませんでした。

続いて、No.20になります。

こちらでもNo.15及びNo.16と同じ河川側にモニタリング井戸が必要ではないかという御指摘になりますけれども、河川側にもう1個モニタリング井戸を追加する方向で検討しますということと同じ回答とさせていただきます。

最後にNo.32になります。

地下構造物がかなり大きいので、可能であれば残存するような計画で進めてほしい。また、水槽など空洞となっている部分については、蓋ではなく土砂などで埋め立てる必要があると考えられ、その荷重も踏まえた地盤沈下、地下水位の計算をする必要があるという御意見になります。

回答としましては、地下構造物は大きいため、可能な限り存置する方向で設計協議を行ってまいります。また御指摘のとおり、土砂などで埋め立てることとなると思いますが、今後実施する詳細設計の中でしっかりと検討を行い、地盤沈下及び地下水への影響の少ない計画としてまいりますという回答とさせていただきます。

資料1につきましては、説明は以上となります。

御審議よろしくお願いたします。

鈴木委員長

ありがとうございます。

それでは委員の皆様から、今、御説明いただきました事後回答について、御質問、御意見をお受けしたいと思えます。

では、順番にお伺いしますが、No.15、梅崎委員、いかがでしょうか。

梅崎委員

御検討ありがとうございました。その他の質問にも関係するところではございますが、資料1-1を作成していただけて分かりやすくなりましたけれども、一つだけ、具体的にはどこに設置するような予定になるのでしょうか。

事業者
篠原
(上田地域広域
連合)

資料1-1で見ますと、青い字で「T.P.+428m」と書いてあるところと、青い矢印がその上のほうにあると思うのですが、その真ん中辺りで検討していきたいと考えております。

梅崎委員

分かりました。実際のピットは、今のところ、河川から離れるほうに造られる予定でしょうか。今の計画で結構ですが、この敷地内の上側ですか。真ん中辺りよりも少し上側でしょうか。ピットはどの辺になりますか。

事業者
篠原
(上田地域広域
連合)

現在の計画としましては、真ん中より若干左側の上辺りに設置するような形で考えているところです。

梅崎委員

分かりました。詳細設計が決まってからとは思いますが、ピットと河川を挟む間のところに設けていただければと思います。

鈴木委員長

次、No.16は私ですが、私も今の梅崎委員の質問で分かりましたので結構で

| | |
|-----------------------------|---|
| | す。 No. 19、宮原委員ですが、何かございますか。 |
| 宮原委員 | 新しく計算し直して下さってどうもありがとうございました。特に異論はございません。 |
| 鈴木委員長 | ありがとうございます。 では次のNo. 20、富樫委員ですが、これは先ほども出ましたけれども、いかがですか。 |
| 富樫委員 | 結構です。 |
| 鈴木委員長 | ありがとうございます。 No. 32、梅崎委員ですが、いかがでしょうか。 |
| 梅崎委員 | 事後回答で、しっかり検討していただくということですので、これで結構です。 |
| 鈴木委員長 | ありがとうございます。 ほかの委員の皆様、事後回答の件で何か御意見、御質問ございますか。 よろしいですか。ないですね、分かりました。 それでは、次、資料2について御説明をお願いいたします。 |
| 事業者 橋詰 (上田地域広域 連合) | 広域連合の橋詰でございます。 資料2、準備書への意見書に対する事業者見解について御説明をいたします。よろしくをお願いいたします。 こちら意見書につきましては、全部で6名の方から合計31項目の御意見をいただいております。 それぞれお一人ごとに、意見書1から6までとしてまとめております。意見の要点を御説明させていただきまして、それに対する事業者見解についても、要点を絞って順次御説明をまいります。 なお、意見書の欄につきましては、漢字や言い回しなど文章表現は、頂きました原文のまま記載しておりますので、御承知おきをお願いいたします。 それでは、1ページを御覧ください。 意見書1、1人目の方の御意見となります。No. 1から4、2ページまでになります。No. 1から4までまとめて、ごみの分別等に関する御意見となります。 こちらに対する見解といたしましては、地球温暖化防止、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・再資源化のために、分別には御理解・御協力をお願いしたいということになります。広域連合といたしましても、市町村と協力しまして住民の皆様が取り組みやすい施策の実現に努めてまいります。 続きまして、3ページをお願いいたします。 意見書2、2人目の方の御意見です。No. 5から7、4ページまでとなります。 No. 5は、廃棄物の収集運搬体制の維持確保に関する御意見となります。 人口減少が進む中、広域連合で行う処理施設の管理運営とともに、市町村の所管であります収集運搬、運転手さんの確保等も含めて、体制についても共に検討し、必要な施策の実施に努めてまいります。 No. 6は、水害対策が十分なのかという御意見です。 上田市災害ハザードマップにおける対象事業実施区域の最大想定であります5 m から10 m の浸水への対策につきましては、被災することも想定いたしまして、主要設備を守り、速やかな機能回復を目指すこと、ごみや焼却灰の流出等の2次災害の防止を基本的な方針としております。 4ページを御覧ください。 |

No. 7は、施設稼働後の公害防止のモニタリング体制や自主基準値を超過した際の対応、地球温暖化対策への御意見です。

モニタリング体制につきましては、地域の地元住民の皆様にも参加いただく方法を考えております。今後協議を行う中で、詳細を決定してまいりたいと考えているところでございます。

自主基準値を超えた場合の対応につきましては、地元への報告、公表の上、原因を究明していくこととなりますけれども、監視体制も含めまして、地元の皆様との公害防止協定などの中で定めてまいりたいと考えております。

なお、地球温暖化対策につきましては、本施設について、実施可能な対策に最大限取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。

意見書3、3人目の方の御意見です。No. 8と9になります。

No. 8につきましては、災害発生時のごみの収集運搬車両の搬入路の確保に関しまして、リスク要因の把握と検討を行うべきとの御意見です。

災害時にも住民の生活環境を守る施設として、市町村、関係機関とともに今後運営計画等の中で必要な対策を検討してまいります。

No. 9につきましては、本施設の温室効果ガス対策のさらなる充実を求める御意見です。

建設時には最新の技術基準に応じました温暖化対策に寄与する設備、システム等を導入いたしまして、ごみを焼却した余熱を有効に活用してまいりたいと考えているところでございます。御指摘を踏まえまして、資源循環型施設稼働後も、最新の技術動向を検証し、必要なものは取り入れていけるような検討も進めてまいります。

6ページを御覧ください。

4人目の方の御意見です。No. 10として、8ページまでになります。

6ページにつきましては、住民説明会に御参加いただきまして、私どもの取組に対する御支援の御意見です。今後とも広く御理解、御支援を得られるように取り組んでまいります。

7ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、既存の上田クリーンセンターの老朽化や安全性を懸念される御意見になります。こちらにつきましては、既存施設につきましても適正管理に努めまして、本計画施設につきましても、健全な運営管理を目指してまいります。

8ページを御覧ください。

ごみ減量化への住民意識の向上、脱炭素や海洋プラスチック対策への取組に関する御意見です。今後とも施設の建設に当たりましては、諸課題の解決に貢献できる施設を目指してまいります。

9ページを御覧ください。

意見書5、5人目の方の御意見です。No. 11 から 22 まで、16 ページまでということになります。

No. 11、12 につきましては、対象事業実施区域、建設候補地周辺における個別説明会の開催範囲等についての御意見です。

こちらは、過去の既存施設の立地等を踏まえまして、現在のこの施設計画の提案以降、長期間にわたりまして実施してきました継続的な協議の枠組みを踏まえまして、個別説明会を開催してきております。もちろん御要望があれば、その他の団体につきましても、説明の機会を設けてまいります。

No. 13 は、対象事業実施区域に隣接する公共下水道上田終末処理場を考慮した環境影響評価を実施すべきとの御意見です。

こちらにつきましては、今回実施しました環境影響評価の中で施設が稼働している状況下で調査を実施した結果に基づきまして予測・評価を行っておりますので、こちらの御意見については既に反映していると考えているところでございます。

10ページをお願いいたします。

No. 14 といたしまして、対象事業実施区域で取り壊し予定となっておりますし尿処理施設清浄園を残すべきとの御意見です。

こちら清浄園につきましては、下水道の普及や人口減少に伴い、し尿処理量が減少いたしまして、施設規模が過大となっている現状がございます。そうした状況から、処理機能を下水道施設に集約化することによりまして、将来の維持費用の削減を図ることを目的として行うものでございます。

11 ページをお願いいたします。

No. 15 といたしまして、対象事業実施区域が浸水想定区域であることから、水害対策により過大な建設費用を要するという御意見もでございます。

こちらにつきましては、当広域連合の施設基本計画の概算建設費が高額になっておりますが、近年の同種の施設の入札状況等からも、物価上昇や諸般の情勢からの工期の長期化等による建設費の高騰が顕著なことによるものと考えているところでございます。

当然のことではございますけれども、広域連合といたしましても、費用の抑制、住民負担の軽減には十分に努めてまいります。

続きまして、13 ページを御覧ください。

No. 16 といたしまして、対象事業実施区域が浸水想定区域でございますことから、建設を避けるべきという御意見です。こちらにつきましては、過去の被災事例や浸水想定を基に水害対策を講じてまいります。

続きまして、先ほどと同様の御意見になりますけれども、No. 17 としてし尿処理施設清浄園は十分使用できる建物であり、解体すべきではないという御意見です。

先ほど、No. 14 でも御説明申し上げましたが、清浄園につきましては稼働開始から 30 年近くが経過しております。下水道の普及、人口減少に伴いまして、し尿処理量が減少し、施設規模が過大となっている状況がございます。

また、施設の中核であります処理設備につきましても著しい老朽化が進んでおりますことから、機能を下水道施設に集約することによりまして、将来の維持費用の削減につながるものと考えているところでございます。

14 ページをお願いいたします。

No. 18 として、過去に施設が集中して立地してきた経過から、計画を白紙にすべきという御意見でございます。

過去の施設受入れにつきましては、長年にわたりまして受入れていただいていることに感謝申し上げるとともに、広域連合といたしましては、施設の分散化につきましても配慮を行っており、御理解をお願いしたいものでございます。

No. 19 といたしまして、し尿処理施設清浄園の機能を代替いたしますし尿前処理下水道投入施設の建設の凍結を求める御意見でございます。こちらにつきましては、既に令和 5 年度から建設工事に着手しているという状況でございます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

No. 20 といたしまして、議会陳情、諏訪部自治会への説明等に関する御意見でございます。陳情書につきましては議会の所掌になりますので、私どもの見解は差し控えさせていただきます。

また、御協力をなかなかいただけない諏訪部自治会につきましては、住民に個別の御通知を差し上げまして、ほかの地元地域と同様の説明会をこれまでも開催するとともに、開催結果につきましても、個別にお知らせをしている状況でございます。

引き続き、自治会に対して御協力をお願いしてまいります。

No. 21 につきましては、環境影響評価に関する御意見でございますけれども、広域連合といたしましては、条例にのっとり実施をしております、御理解をお願いするものでございます。

16 ページをお願いいたします。

No. 22 として、計画施設の焼却炉の構成を 2 炉構成としたことへの御意見でございます。

こちらにつきましては、令和 3 年 3 月に改定いたしました第 3 次ごみ処理広域化計画における方針に基づきまして検討を行った結果、2 炉構成が有利と判断いたしまして、方法書から記載をしているものでございます。

また、令和 5 年度策定の施設基本計画におきましても、比較検討を行いまして、2

炉構成とすることを明記しております。こちらにつきましては、令和4年度及び5年度に開催いたしました住民説明会でもお示しをいたしまして、御質問、御意見等もいただき、広域連合としての考え方を御説明し、御理解をお願いしたものでございます。

17ページをお願いいたします。

意見書6になります。6人目の方の御意見です。No.23から31までということになります。最後、25ページまでということになります。

まずNo.23といたしまして、地元自治会との話し合いに関する御意見です。

広域連合といたしましては、継続して協議への参加や説明会開催のお願いはしているところでございますけれども、自治会としての対応がなかなか難しいという状況でございます。

しかし、No.20でも御説明いたしましたとおり、ほかの自治会と同様に、説明会の開催や意見交換等の取組も行ってきているところでございます。

18ページから19ページになります。

No.24として、環境影響評価の実施方法について、既存施設も含めました疫学調査等も実施すべきという御意見になります。

こちら本環境影響評価につきましては、長野県の環境影響評価技術指針等に沿って実施をしております。大気質に関しましては、全ての地点において環境基準を下回ること、また信頼できる設備の導入と自主基準値の設定によりまして、安全・安心な生活環境を守ることができていると考えているところでございます。

19ページから20ページになります。

No.25といたしまして、放射性物質の測定を行うべきという御意見です。

現状、広域連合といたしましては、放射性物質を含んだ災害廃棄物等を受け入れる予定がないこと、また、本計画施設につきましては、上田地域の一般廃棄物を処理する施設であることから、こちらを対象とすることは考えていないところでございます。

続きまして、No.26といたしまして濃度分布予測以外の調査も行うべきという御意見でございます。

こちら技術指針等に沿って実施をしております。大気質に関して、全ての地点において環境基準を下回り、安全・安心な生活環境を守ることができていると考えております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

No.27、28といたしまして、環境影響評価の実施方法につきまして、産業の状況、土地利用、配慮施設、水域利用等の状況について、事業者や作付作物、人口、施設利用者など、細かなデータの記載等を求めるという御意見になります。

こちらにつきましても技術指針等に沿って実施をしております。安全・安心な生活環境を守ることができていると考えております。さらなる細かなデータ等の記載は不要という認識をしているところでございます。

続きまして、No.29でございます。22ページになります。

風向・風速等の気象調査の箇所が1か所のみでは不足がありまして、そのために千曲川対岸の左岸への濃度分布等の予測に影響しているという御意見になります。

こちらにつきましても、技術指針等に沿って気象の調査、予測・評価を行い、大気質に関して、全ての地点において環境基準を下回りまして、安全・安心な生活環境を守ることができていると考えております。

また、御意見いただきました千曲川左岸地域への拡散につきましては、予測を行いまして、準備書にお示しをしているところでございます。

続きまして、23ページでございます。

No.30といたしまして、大気質の短期高濃度に関する予測への御意見です。こちら技術指針等に沿ってそれぞれ予測評価を行いまして、全てにおいて安全・安心な生活環境を守ることができていると考えているところでございます。

最後となります。24ページから25ページです。

No.31です。微小粒子状物質についても、環境影響評価の対象とすべきという御意見

です。

本環境影響評価につきましては、対象事業実施区域の現状値を調査いたしました
が、微小粒子状物質につきましては、排出基準が設定されていないこと、また予測手
法等が確立していないことから、評価の対象外としていただいております。今
後、国・県等の方針の確立を待って対応を検討してまいりたいと考えているところ
でございます。

資料2について御説明をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

鈴木委員長

ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました資料の2でございます。意見書に対する見解という
ことで御説明いただきましたが、これについて、委員の皆様から御意見、御質問をお
受けしたいと思っております。

どなたかございますか。順番は構いませんので、どうぞありましたらお願いいたし
ます。いかがでしょうか。

ウェブ参加の委員の皆様、何かございませんか。

高木委員、お願いします。

高木委員

計画に対して反対の意思表示をされている方が結構いらっしゃるわけですが、
一つ問題になっているのは、一つの地域において、事前の協議がうまくいって
いないからだというのは何となく分かるわけですが、この反対意見をおっしゃって
いる方は、その協議がうまくいっていない地域の方が言ってらっしゃるのか、それとも
その地域とは関係ないエリアの方が言っているのかということはお分かりになり
ますか。

個人情報的なことになってくると、それはお答えできないでもいいのですけれど
も。

事務局
山崎

(県環境政策課)

具体的に意見を出した方の氏名や住所、お住まいの地域は公開しておりません
ので、そのことが分からない内容でしたら、お答えいただいても差し支えありません。

事業者
橋詰

(上田地域広域
連合)

それでは、この意見ということではなくて、私どもの協議状況を一般的な状況とい
うことで御説明をさせていただきたいと思っております。意見書の内容ということではござ
いませぬので、協議の状況だけ、委員の皆様にもお分かりいただけるように御説明を
させていただければと思っております。

私ども、こちら地元地域の皆様には協議をお願いしてきているということござ
います。協議に応じていただいている自治会、地域の方もございませぬし、その中で、反
対というところで話合いにも応じていただけないというような地域もあるという状況
でございます。

やはりなかなか、反対ということで、協議や説明会への開催も地元の自治会等を通
じての御協力がいただけないということもございませぬので、そうした地域につきま
しても、私どもが当初協議への御参加を呼びかけた地域につきましては、自治会で御協
力をいただいているところ、御協力をいただけないところを含めまして、同じ説
明会をずっと行ってきて、同じ資料等を使って開催結果のお知らせ等も継続して行っ
ているところでございます。

もちろん、連合長、私ども事務局をはじめ、協議への御参加というのは引き続きお
願いをしておりますし、これまでも可能な限りはお願いをしてきているところござ
いませぬけれども、やはりお考えというのがそれぞれございませぬので、なかなか難
しいところではございませぬが、今後も最大限こういった協議に御参加いただきまして、
計画に対して御理解を賜りますように努力をしておりますので、よろしく
お願いいたします。

鈴木委員長

高木委員、今の答えでよろしいですか。

高木委員

どうしてもごみ処理施設になると、どこかに造らないといけないが、その近隣の方からは当然反対は出るということですのでけれども、強引にというものでないでしょうから、とにかく粘り強くやってくださいとしか言いようがないです。よろしくお願いします。

鈴木委員長

ということで、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、議事（１）の「上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書」の審議は、ここまでとさせていただきます。

ありがとうございました。事業者の皆さんはご退席ください。

それでは、次に議事（２）の事後調査報告について審議したいと思います。本日は、４件の報告について、１件ずつに分けて審議したいと思います。

はじめに、事務局から資料説明をお願いします。

事務局

山崎

（県環境政策課）

それでは、議事（２）の資料について説明いたします。

資料３から資料６は事後調査報告書に関する資料で、それぞれ A4 で 1 ページから 4 ページ程に概要をまとめてございます。

会場の委員のお手元には、グレーの紙ファイルに事後調査報告書の図書本体と一緒に概要を綴じてお配りしております。オンライン参加の委員の皆様は事前に郵送あるいはデータ送付した事後調査報告書の図書を適宜ご参照ください。

なお、送付しました非公開版の事後調査報告書につきましては、希少野生動植物の具体的な生息場所など、非公開情報が含まれておりますので、取扱いには御留意願います。

本日御審議いただく 4 事業を含めた 6 事業の事後調査報告書全てについて、本日、7 月 18 日から 8 月 19 日までの 1 カ月間、公告・縦覧をし、環境保全の見地からの意見募集を開始したところです。

技術委員会での御意見と関係市町村長の御意見を勘案の上、本日から募集をかけた住民意見にも配慮して、環境の保全のための措置を講ずる必要がある場合には、知事は事業者对环境保全措置を講ずるよう求めることができる仕組みとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事（２）事後調査報告の資料説明は以上です。

鈴木委員長

それでは、資料 3 でございます。佐久市の太陽光発電事業でございますが、これの事後調査報告書につきまして、事業者から説明をお願いいたします。

事業者

小泉

（株式会社藤巻建設）

FSPS 佐久市八風太陽光発電事業につきまして、事後調査報告についての説明をさせていただきます。私、藤巻建設小泉と申します。本日はよろしくお願いいたします。

おかげさまをもちまして、着工から 1 年半が過ぎまして、現場のほうも大変順調に進んでおるところでございます。地域からの大きな苦情もなく、今のところかなり順調な形で、土木、特に防災工事についてはほぼ完了をしておるところでございます。これからいよいよ台風のシーズンを迎えるに当たり、かなり今、安全な状態が担保されているというところでございます。

まだまだ工事はこれから電気工事の方が中心となってまいります、安全第一で進めていきたいと思っております。

この後、事後調査の報告についての説明については、ポリテック・エイディディの中田より説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事業者

中田

（株式会社ポリ

では、ポリテック・エイディディの中田より御説明をさせていただきます。

資料 3 でございます。

まず、事業の概要でございますが、御覧のとおり佐久市香坂における太陽光発電所の設置事業となります。

テック・エイ
ディ)

事業の経過でございますが、御覧のとおり、令和5年3月に対象事業着手報告書を提出し、着工したということです。今回の御報告は、それから約1年間、令和5年度の内容の報告となります。

その概要報告でございます。令和5年度は、工事中における大気質、騒音、水質、水象、植物、動物、生態系、景観の調査結果等を報告いたします。

まず大気質です。

計画地及びその周辺の8地点におきまして、太陽光パネル設置前の事前調査として、夏季、これはひと月間になりますけれども、気温・湿度、風向・風速を測定しました。実際は、予測はパネル設置後の状態を予測していませんので、今回は事前調査という位置づけでございます。

続いて騒音です。

計画地近傍の集落内の地点、1地点において、こちらは東地文化センターというところがあって、そこで測定をしております。こちらにおいて、建設作業中の騒音、280m程度離れている場所ですので環境騒音と言ってもいいのですが、こちらを測定いたしました。

事後調査の結果は、41dBから47.6dBで、予測結果である60dBを下回ったとともに、着工前の現況騒音レベルを測っていますが、こちら43から52dBの範囲にも収まってきたという状況でございます。

水質です。

雨水排水の流出防止対策として仮設沈砂池を設けてそこから放流しているわけですが、そちらの仮設沈砂池の8か所、それとそれの放流先である河川の10地点において、水質、こちらは浮遊物質量、濁り成分SSと水素イオン濃度、これはアルカリ排水を対象としたpH、それと河川の流量を測定しました。

まず、降水時における仮設沈砂池からの排水のSSですが、調査した6地点中2地点において、予測した排水濃度は上回っていたものの、計画地下流側となる香坂川でのSSの経時変化を見ると、SSは降水とともに上昇し、最大110mg/Lでありました。評価時の降水時に行った調査結果150mg/Lの範囲内であったということを確認しています。

なお、香坂川の降水終了後のSSは低下しておりまして、環境基準値である25mg/Lを下回っていたという状況を確認しております。

続いて、平常時における仮設沈砂池からのpHについては、調査した6地点の中で3地点において、計画した排水濃度の範囲、これは環境基準とも一致していますけれども、6.5から8.5の外であったものもありましたが、下流側となる香坂川でのpHは7.7ということで、環境基準の範囲内に収まっていたことを確認しています。

続いて水象です。

こちらは計画地内の主要な沢筋があるのですが、こちらの上流下流で3地点、それと香坂川の上流下流で2点、計5地点、それと計画地内の観測井戸に2地点設けておりまして、こちらにおいて、河川の流量、地下水位、降水量を測定しています。

また香坂川の水面利用等の状況について、佐久の漁業協同組合に聞き取り調査を実施しております。まず、降水量に応じた河川流量や地下水位の変動については、環境影響評価時の調査結果と同様の傾向にありました。顕著な変化は見られていないと考えております。

なお、観測井戸の1地点においては、付近の調整池工事の兼ね合いで、地下水の排除をしたことによって、一時的に地下水位が低下していましたが、その後は回復したということも確認できております。

また、佐久の漁協への聞き取り調査では、香坂川の水の濁り等の報告は受けていないということですが、今後、調整池からの放流水の水温によっては、産卵への影響が出てくることも懸念が示されていたという状況です。

今後、土木工事が終了する頃の現地確認や年1回程度の定期報告の御要望をいただいているので、適宜対応することと考えております。

続いての「・」が、事後調査地点の変更についての方針の御説明です。

現時点では河川流量の調査地点は5地点で行っておりますが、このうち計画地内の下流側の調整池設置範囲を直上流2地点というのがあるのですが、その上流側の流路

の切替えや新設の土側溝の施工に伴って、令和6年8月、来月以降は測定が継続できなくなるという状況です。

このため来月以降は、その直上流の河川流量を把握するための地点を2地点から1地点に絞って、その1地点を選定して測定をする方針でございます。

続いて植物です。

本件では、在来種の地域個体による植栽や緑化を推進している状況です。まず、その状況でございますが、令和5年度は試験施工を実施しております。3種類の緑化シート、アサシバ、ドレーンシート、ハリシバエースという商品のうち、ハリシバエースの緑化効果が最も高いことが確認されました。

また緑化に用いる在来種の地域個体の種子の採取も行いまして、29,178gの種子を得ております。さらに、埋土種子の発芽試験を行いまして、表土のみと表土と下層の土の混合土から発芽も確認されたという状況です。こうした得られた知見を参考に、緑化を進めていく考えでございます。

続いて、移植を行った注目すべき種の生育状況です。移植は令和4年度に実施しましたので、その後の状況となります。

まず、ヤマトテンナンショウです。移植したのは32個体、このうち26個体で成育が確認されたという状況です。また、令和4年度には播種を実施したのですが、発芽は確認できなかったという状況です。引き続き確認に努めていきます。

続いて、ハナネコノメです。移植した12ブロックの全てで成育確認されて、うち11のブロックでは開花も確認されたという状況です。降雨の影響で移植ブロックに亀裂が入った箇所もありましたけれども、一部崩落して消失したものの生育に大きな支障はなく、その他の移植ブロックの生育は良好という状況です。

オニヒョウタンボクです。移植した225個体のうち、220個体での成育が確認されています。周辺の枯損木、倒木、造成に伴う伐採によりまして、移植個体の一部に欠損等が生じましたが、生育に支障を与える程度の被害はなく、生育は良好であるという状況です。

またサクラソウとコカモメヅルについては、令和4年度に報告済みでございますが、非改変域にあたり、着工前の調査で確認されなかったという状況から、移植の対象から除外しております。

続いて、侵略的外来種の生育状況です。

過年度の生育確認地点及び道路沿いの分布状況を確認したところ、ハリエンジュとハルザキヤマガラシが確認されましたので、抜根、除草して、場外搬出という措置を取っております。

続いて、改変区域境界の林縁、いわゆるマント・ソデ群落の形成状況です。伐採工事や造成工事が完了しているNo.1調整池付近で調査を実施しました。その結果、現時点ではマント・ソデ群落は確認できていないという状況です。

続いて、注目すべき種の追加移植の状況でございます。

これまで計画地内の主要な沢筋を中心に、注目すべき種（植物）が特に集中していることから、可能な限り生育地の改変を回避して設計を進めてまいりました。

しかしその後、林地開発許可申請の過程において、基準を満たす排水路の縦断勾配と水路断面の確保の観点から、当初計画における非改変域内を一部改変せざるを得ない状況となりました。

当該状況を踏まえて、改変面積を最小にするとともに、改変せざるを得なかった注目すべき種、3種となりますが、これについての追加移植を実施したという御報告です。

追加移植を実施した3種については、今後、先ほど御説明しました注目すべき種の生育状況と併せて事後調査の対象とし、事後調査を行っていく計画でございます。

具体的な話です。ハナネコノメ、こちらは事前調査で1,548株確認をして、うち239株の移植を行っております。

続いてタガソデソウ、こちらは99株を確認し、60株の移植をしております。併せて、パネルの敷設エリアでも成育が確認されたので、そちらも移植をしたという状況です。

続いて、ナガミノツルケマン、こちらは73株を確認して17株の移植を行ったという状況です。

続きまして動物です。

動物については、注目すべき種などの生息状況の確認をしております。

一つ目がコテングコウモリの生息状況です。コテングコウモリの生息可能性については、バッドディテクターという方法を用いて、周波数帯を確認しながら確認しました。30～60kHz 周辺域の FM 型音声については、6月に1回、7月に6回、10月に9回確認という状況です。10月は日没から深夜まで継続的な音声を確認されたので、同地点周辺を継続的に利用したものと考えています。

並行して麻布トラップや自然ねぐら調査も行いましたが、こちらでは個体は確認できなかったという状況です。

次に、昆虫類のミズスマシの生息です。評価書時の既往確認地点において、成虫が15個体、既設の発電所にあったため池の跡地において、成虫27個体を確認しております。こちらは改変域に当たりますので、計画地中央を流下する沢筋の付近に移設の場所を設けまして、改変域内の個体の移設を行っております。

ミズスマシの移設後、7月から10月にかけて14～32個体を移設において確認しております。本種は移動能力も高く、生息環境が不適であれば分散して消失する可能性が高いので、本種の生息環境の一部がビオトープ内、移設地に創出されて、複数個体が利用したものと考えています。

続いて、ゲンジボタル、ヘイケボタルの生息状況です。計画地内の30地点で成虫を確認しました。幼虫のえさとなるカワニナも確認し、改変域内の個体については、非改変域への移設も行っております。なお、ホタルの幼虫は確認ができなかったという状況です。

続いて、昆虫類のチョウチョ、チョウ類の生息状況です。こちらは各チョウの食草となるものを移植していますので、そちらでの確認をしております。4種のチョウの食草となるようなクサフジ、ツルフジバカマ、ナンテンハギ、ワレモコウといった食草の移植をしていますので、これらの移植地で確認したのですが、移植地についてはチョウ類の生息は確認できなかったという状況です。

なお、道路沿いでベニモンマダラ成虫を4地点で計10個体を確認できたという状況ではあります。

続いて、鳥類、希少猛禽類の状況です。評価書、事後調査計画で対象としたのは、ハイタカ、ハチクマ、オオタカの3種ですけれども、その他の行動についても確認できたので報告をしております。

まず、ハイタカです。こちらは昨年、ちょうど1年前ぐらいの技術委員会でも報告させていただきましたが、その再掲という形になります。令和5年3月に指標行動、トビを攻撃するような行動がありました。平成29年の営巣木近傍に執着する行動という可能性が考えられました。その後4月には出現が1例と少なく、繁殖に係る行動も認められず、5月も出現はなく、計画地近傍へのえさ運びを確認したという状況です。

6月には再度えさ運びを複数回確認しております。繁殖状況調査を行ったところ、営巣木及びヒナ3個体を確認したという状況です。7月の調査では、幼鳥の飛翔まで確認しております。

次のページの表の下の米印に飛びますけれども、ハイタカのそのような繁殖行動があったので、6月は巣立ちが確認されるまで、営巣・繁殖を確認した付近での工区の工事を休止しました。その後、7月の調査ではハイタカの幼鳥を確認しました。巣外育雛期の7月末まで営巣林に近い重機の稼働を中止するなど、繁殖時期に配慮して工事を進めたこと、こうした配慮の効果もあって巣立ちを確認できたと考えております。

その他のハチクマ、オオタカ、クマタカ、サシバ、ハヤブサについては、影響は軽微である、あるいは繁殖の可能性はなかったと考えております。

続いて、生態系です。こちらは特殊性の指標種としてサクラソウ、あるいは上位性の指標種としてオオタカを選定しております。こちらは前段の植物・動物に示したと

おりの状況でございますので、説明は割愛しております。

景観でございます。計画地周辺の6地点において、眺望景観の状況を写真撮影により調査しました。造成中の景観の変化の状況です。

本事業では、眺望景観への配慮を講じることによって、残置森林等によって裸地等の大部分は遮られて、計画地周辺の山林と一体となって視認できる状況であるため、予測結果と同様に、主要な眺望景観の変化は小さいと考えております。

次の「・」が、環境保全措置の見直しと、事後調査時期の追加についての説明でございます。今回の事業では、高速道路からの視認性を低くするために景観保全森林というのを設けております。施設用地が見えにくいように、調整池の北側に幅10m、区間140m程度の樹林を残した上で、下層から視認性を低くするように、まばらなところに地域個体の低木を植栽して設置している樹林帯でございます。

しかし、その後、風による影響で枯れ枝が落下飛散したり、パネルの破損や倒木によるフェンスの損壊等の被害が発生しました。これらの被害は景観保全森林近辺に集中していることから、令和6年度においては、倒木のおそれがあるカラマツ林の伐採除去を行うとともに、伐採に当たっては、事前に下層の広葉樹の生育状況を確認し、生育密度が低い箇所、将来、代表的な潜在自然植生であるクリ・コナラ群集となるように、クリ・コナラ等の幼木の植栽を行う方針で考えております。

このため、景観保全森林による遮蔽効果を確認するために、事後調査時期を追加して、令和6年度においても調査を行うという方針で考えております。

概要報告は以上でございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。

それでは、事後調査報告につきまして、委員の皆様から、御意見、御質問を頂戴したいと思います。

まず最初に、大気質から水象までのところで、委員の皆様、何かございますか。

梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

水質の項目についてお聞きいたします。

香坂川でのpHが7.7であったということですが、計画前、初期の値が分かっていたら教えていただけますでしょうか。

事業者

中田

(株式会社ポリ
テック・エイ
ディ)

御質問ありがとうございます。申し訳ありません。現況のデータが手元にありませんが、初期の値が明確に幾つであったかというのは、評価書を見れば分かるのですけれども、環境基準内であったことは間違いのないと思います。

また、逆に酸性水が生じている箇所が1地点だけありました。3~4ぐらいのpHを示している箇所が1地点だけあるのですけれども、これは着工前から着工後も変わらずでした。そんな状況でございます。

梅崎委員

今説明していただいたように、河川水はかなり初期値もいろいろ変動しているところもありますので、結果的に環境基準に入っているということも大事ですが、その変動量というのは、見ておいたほうがいいと思いますので、その辺りの検討もよろしくお願いします。

事業者

中田

(株式会社ポリ
テック・エイ
ディ)

御指摘ありがとうございます。留意して進めてまいります。

鈴木委員長

よろしく願いいたします。

北原委員、お願いします。

北原委員

資料3関係で、本編の6.3-5のところに、令和5年度の報告として、仮設の沈砂池等が令和5年度の夏以降にできており、それ以降の資料が載っています。令和5年11月17日のSSについてお尋ねしたいのですが、このときは降雨がたった9mmです。時間最大の雨量強度も4.5mmしかない。そのような状況で非常に高いSSが出ているわけです。例えば、No.7などは890とか出ていますし、ほかのところも結構高い値が出ているわけです。

その結果、図の6.3-2を見てください。香坂川のNo.1のSSが4mg、それがこの施設の下流側になりますが、No.6になると110mgと、一気に上がっているわけです。これはこれだけ少ない雨でも大きなSSが出ていたということは、やはり注意しなければいけないと思います。

暖候期に入って、結局令和6年度に入って、降雨量が今年はわりとまとまった雨が降っていますが、かなりのSSが出ている可能性があるわけです。これは令和5年度の報告ですが、現地をきちんと確認しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

事業者
熊谷
(株式会社藤巻
建設)

設計を担当しております熊谷です。北原先生がおっしゃるように、11月17日のNo.7調整池の仮設沈砂池のSSの890mg、これは採取したときに私どもも驚きました。どのような状況だったかという、ちょうどこの時期調整池工事がメインで土工事を行っている状態で、それに伴う表土をあらうような濁水が発生している時期です。当初この仮設沈砂池は、ノッチタンクを1基使って、各調整池とも同じレベルで対応していたのですが、No.7調整池は、当時の裸地の状況の面積が若干広がったという理由だと思っておりますが、SSが890と高かったと。

ここで※6というマークでコメントが入っているのですが、私どもここで反省をして、その対策工として、ノッチタンクの数を増やして、雨の状況がまた違うので何とも言えないのですが、その結果、SSを76まで下げているというところで、890の問題性というのを確認した上で、さらに対策を取ったという私どもの事実があります。コメントとしては以上です。

北原委員

対策を取られていることは評価したいと思うのですが、このときの雨は非常に少ない雨ですね。僅か9mm、それでこれだけのSSが出てしまうということは非常に心配です。

今年度に入って、強い降雨強度、あるいは総雨量が多い雨が何回か来ているかと思うのですが、その状況をやはり現場百遍じゃないですが、つぶさに見ていただきたいと思います。

やはりそのときに見ないとSS濃度の確認ができませんので、その辺はどうお考えでしょうか。

事業者
熊谷
(株式会社藤巻
建設)

現時点ですが、もう既に工事として調整池の調整機能を有する工事が完全に全調整池で終わっていますので、現状ではもう間違いなく濁度、濁水がかなり沈殿されている状態で放流されています。

ただ、工事中はこの890という事例もあったもので、降雨の状況で確認は取っていますが、結果、香坂川の漁協等によるヒアリングでも、それに対する香坂川の影響に対する苦情がなかったため、私どもは対応を充分していたつもりではあります。以上です。

北原委員

お言葉ですが、漁協の対応で判定しているのではなくて、やはりこの基準値があるわけですから、その技術基準の基準値に従ってきちんと対応していただきたいと思います。

漁協がいいからいいというのではなくて、それは考え方として少しおかしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

| | |
|--|--|
| <p>事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設)</p> | <p>そういった意味で、水質のところに記入しているように、当初の降水時の調査結果の 150 に対して 110 だったということが、その辺の管理としての結果だと思うのですが。</p> |
| <p>北原委員</p> | <p>では、今年に入って No. 6 のところでそれほど大きなものは出ていないということで評価をしているわけですか。</p> |
| <p>事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設)</p> | <p>No. 7 ですか。</p> |
| <p>北原委員</p> | <p>香坂川の No. 6 の SS です。香坂川の本流です。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ ィディ)</p> | <p>ポリテック・エイディディの中田です。今年に入ってから、No. 6 の香坂川の本流、下流、こちらでの調査は行ってはいません。調整池が順次完成して、竣工してきた状況ですので、そこまでは追い切れていないという状況でございます。</p> |
| <p>北原委員</p> | <p>そうしますと、ほかの香坂川に流入する水路、あるいは河川の SS が基準値以下だったということですか。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ ィディ)</p> | <p>そこは確認はできておりませんので、以下だったとは言いませんが、もともと評価書での予測評価のときには、降水時というのは本川も支流も、当然ながら濁度、SS が上がっております。その状況を確認して、降水時にその状況よりは悪化させないようにということを環境保全目標として工事を進めてきたという状況です。 その中で、確かに No. 7 の仮設沈砂池で 890 というのはかなり大きな値が出てきたという状況でございましたので、それに対しては、即座に事業者側と対応を協議して、仮設沈砂池ノッチタンクの増設等の対策を行って、少し間が空いてから、令和 6 年 2 月ですけれども、雨が 13.5mm ほど降った時期に SS の濃度が 76 であったという確認は取っているという状況でございます。 予測の中では仮設沈砂池からの排水濃度が 104 を下回れば、本川で降水時に 150 というのは超えない、下回るだろうと予測していましたので、そこで対策は取れたかなという考えで進めておりました。その後降水時の本川での測定まではやっていないという状況ではあります。</p> |
| <p>北原委員</p> | <p>そうですか。そうしますと、今年は大雨が結構あったかと思うのですけれども、そのときも、全部それ以下だったということですね。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ ィディ)</p> | <p>調整機能が順次できてきたという状況を踏まえると、降水時において、150 を上回るケースというのはなかったのかという推察はしております。</p> |
| <p>北原委員</p> | <p>推察ではなくて、きちんと測ったデータでやらなければまずいでしょう。</p> |
| <p>鈴木委員長</p> | <p>これは令和 6 年 2 月 22 日についての値がないのですよね。記録されていませんが、ありますか。</p> |

| | |
|---|--|
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ) | 令和6年2月22日の測定でSSが高かったのはNo.7仮設沈砂池での放流水質の確認だけをしておりますので、香坂川本流での測定までは実施しておりません。 |
| 鈴木委員長 | No.2、3、4、5というのは、水路の調査ですよ。これもないのですか。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ) | そうですね。発生源の調査を行ったということです。 |
| 鈴木委員長 | 11月のときにはいろいろあって、できた後の2月はないというと、少し評価が難しいのですよね。どうしてないのですか。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ) | 事後調査の時期ですね、造成工事が最盛期となる濁水が最も発生しやすい時期、裸地面積が多くなる時期ですね。そこを対象に調査をしたのが、最初の令和5年7月の調査ということになります。その際に、濃度が高い仮設沈砂池があったので、対策を強化した上で、そのNo.7の仮設沈砂池の放流口のみでの確認をしたと、そのような状況です。 |
| 鈴木委員長 | それが76ということでしたか。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ) | そうでございます。 |
| 鈴木委員長 | 少し不十分というか、11月にこんなに出てしまったのでせっかくいろいろ対策をしたのでしたら、そのことで良くなりましたというためには、No.7だけではなくて、少なくともNo.2とか、できれば河川のほうのNo.1とNo.6もやっていただけると、確かにいろいろやっていただいた効果もございましたねという評価ができると思うのですけれども。 確かにこの880というのは、おそらく沈砂池そのもので測られたのでしょうから、雨が降っているときには、このぐらいになるのでしょね。それは分かるのですけれども。ですから、そのデータはないということですね。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ) | そうでございます。 |
| 鈴木委員長 | では、11月のときのNo.2はどうして数字がないのですか。 |
| 事業者 中田 | こちらは、No.1と2に※1を振っていますけれども、採水時に排水そのものがなかったということで、採水ができなかったという状況です。 |

(株式会社ポリ
テック・エイデ
ィディ)

鈴木委員長

No. 7の沈砂池は水があるのだけれども、その下流の No. 2の水路には水が流れていないということですか。

事業者

はい。

中田

(株式会社ポリ
テック・エイデ
ィディ)

鈴木委員長

そうしたら、その影響は香坂川にはないはずですよ。

事業者

はい。そういう考え方もできるのですけれども、おそらく、地下を潜りながら流下しているような水域があって、非常に難しいのですけれども。

中田

(株式会社ポリ
テック・エイデ
ィディ)

鈴木委員長

難しいですね。地下を流れるときは、パイプ流か何かがない限りは普通下流への影響は考えにくいのですけれども。もちろんかなりの砂礫地とかだったらあるでしょうけれども。確かにそうですね。これはなければ、No. 4が28で、No. 5が44ですから、110になるためには、やはりNo. 2辺りで何か出てこないかと駄目ですよ。

それは水が流れていないから測れなかったということなのですね。分かりました。だから、これはこのときにはやはり影響があったのです。

だから、これが良くなったというのがあったほうがよかったですけれども、なかったのでしょうか。

あと、11月のときも、これはもう1時間、2時間でSSが急激に値が小さくなっていますので、確かに上流のほうから新しい水が流れてきて、値が小さくなったのかもしれませんが、流量が増えていますからそうなのでしょうけれども。分かりました。

北原委員、さらに何かほかにございますか。

北原委員

やはりこれはたった9mmの雨でこれだけのことが起きてしまっているわけですから、もう少し水質をきちんとこまめに測っていただきたいなと思います。今年度のように降雨量が多い年は、かなり香坂川にSSが流れ込んでいる可能性が高いですから、これはもう少しこまめにきちんと全部の場所について測定して、安全ですよというちゃんとしたエビデンスを出さないとまずいわけです。

想定するものより高い値が出てしまったのなら、対策を取りますということをするわけですから、そのためのエビデンスが必要なわけです。このままだと、SSが影響がなかったのかあったのか分からないです。

鈴木委員長

6年度もだいぶ経ってしまいましたけれども、今年以降、もう川を測らないということですか。確かにこれは評価書のときにそういうことになっていたのですから致し方ないですけれども、少なくともこの沈砂池についてはこれからもやるわけですよ。

事業者

調整池が出来上がったので、今、仮設構造物はありませんので、今後の状況を確認

| | |
|---|---|
| 熊谷 (株式会社藤巻 建設) | するには、調整池からの放流及びその下流にある香坂川の SS の確認という形にはなりません。 |
| 鈴木委員長 | それはやるのですよね。 |
| 事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設) | はい。 |
| 鈴木委員長 | やるということですがけれども、北原委員、いかがですか。 |
| 北原委員 | 分かりました。ではしっかりと測定してください。 |
| 事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設) | 同じような降水のときに確認してまいります。 |
| 北原委員 | よろしくをお願いします。 |
| 鈴木委員長 | 森川委員、お願いします。 |
| 森川委員 | 本件は気温のことをだいたい事前に心配をされていたようなのですがけれども、水温について、漁協さんのほうから、水温が上がってしまうということで懸念があったということですがけれども、水温のモニタリングはされているのでしょうか。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ ィディ) | 水温のモニタリングは、現時点ではまだ開始しておりません。 |
| 森川委員 | そうですか。そう難しくはないのかなと思っておりまして、調整池をいっぱいつくって、雨がたくさん降ったときの対策になるなと思って安心していたのですがけれども、こんなふうに水温が上がるかもしれないということで、少し懸念もありまして、その水温がどのくらい上がるとお魚のほうに影響があるとか、そのようなお話は伺えたのですか。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ ィディ) | そこまで厳密な話は伺えておりません。水温が上がることへの懸念が示されたというくらいでしたので、そのような状況です。 |
| 森川委員 | ただ、少し夏から秋にかけてということで、上がりやすいのかという気もしますので、もし何かあったら測られておいたほうがいいのかと思ってお聞きしました。ありがとうございます。 |

| | |
|---|---|
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ ィディ) 森川委員 | 先ほどの水質の調査と絡めてもできると思いますので、水温のほうも測っていきたいと思います。ありがとうございます。 |
| 鈴木委員長 | ありがとうございます。水象までのところで、ほかにございますか。 梅崎委員。 |
| 梅崎委員 | 先ほどの SS の件ですけれども、河川水に対しては経時的に測っていただいでいて、すぐにそれが収まっているというデータが出ているのですけれども、例えばこのノッチタンクのところで異常値が出たときに、やはり異常値については連続してそこを計測するような対応が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。 |
| 事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設) | 今おっしゃられているのは、降雨の状況によって、ゲリラ的な降り方とか、しとしととかいろいろあるので、その時系列的な SS の変化を確認したほうが良いということでしょうか。 |
| 梅崎委員 | 異常値ですから、異常値が収まるということを見なくてはいけないので、その推移を見ながら対応すべきではないでしょうかという意見です。 |
| 事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設) | 要するに、濁度の平常時への移行が遅れるようなら、またそれなりの対応が必要ではないかということですね。 |
| 梅崎委員 | そういうことです。 |
| 事業者 熊谷 (株式会社藤巻 建設) | 分かりました。当初評価書の段階で、この SS に対する計測に関するスペックがどのように決まっていたかですが、今回の先生方の御指摘に合わせて、方法を少し考えていきたいと思います。 |
| 鈴木委員長 | ぜひよろしくをお願いします。これはせつかく 11 月のときには、1 時間おきに測っておられますので、この経時変化を見ると分かりやすいですね。影響がずっと長引くのか、すぐ収まるのか分かりますので、ぜひ異常値が出た場合には、そういった対応をよろしくお願ひしたいと思います。 ほかにございますか。よろしいですか。 では、次に植物についてございましたら、お願ひいたします。いかがですか。 井田委員、何かございますか。 |
| 井田委員 | だいぶ対策をされておりますので、現時点では評価できると思います。 後で言ったほうがいいのかもかもしれませんが、景観の残置森林のことだけお聞きしたいことはあるのですが、これは後のほうがいいですか。 |
| 鈴木委員長 | では少しお待ちいただけますか。 植物はよろしいですか。 |
| 井田委員 | 幅 10m の狭いカラマツ林が、枯損によってパネルにも被害が及びそうだということ |

で、こちらは空中写真を拝見すると、かなり細いカラマツで、御指摘のとおり、非常に危険ではあるというふうには判断できます。それに対して、在来のクリ・コナラを播種ということで対策をされておるのですが、こちらは、現時点で何か再生できそうな樹種がありましたら、教えていただきたいと思います。

事業者
中田
(株式会社ポリ
テック・エイデ
ィディ)

今まさに、景観保全森林内での発芽している樹木とか、そういった調査をかけていますので、そこから樹種を選定して動いていきたいなと考えているところでございます。

井田委員

現在調査中ということで調べられているということですね。

事業者
中田
(株式会社ポリ
テック・エイデ
ィディ)

そうです、調査整理中です。

井田委員

分かりました。では、またデータがまとまりましたら拝見したいと思います。ありがとうございます。

あとは、ここの残置森林で、今の細いところ以外の周りもひよろひよろとしたカラマツが多くて、こちらも今後、台風とかで倒れてパネル等への破損も考えられるのではないかと思うのですが、場合によっては火災にもなりかねないので、何かそのあたりの対策は、現段階でお考えがありましたらお願いいたします。

事業者
小泉
(株式会社藤巻
建設)

御指摘ありがとうございます。藤巻建設小泉がお答えいたします。

現在、周りの残置森林、それと今の景観保全森林については、危険な部分を調査しておるところです。危険な部分については、やはり伐採をして今後将来の憂う部分をなくしていくということで動いております。

ただ、残置森林としては、現在十分な面積がございますので、その辺の数字を見ながら、危険と思われるものは森林整備をかけていくというような予定にしております。

井田委員

分かりました。伐採の場合は、先ほどと同じように、その後の森林をどのように整備していくか、維持していくかということに関して、管理も含めてまたしっかりと御検討いただければと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

鈴木委員長

ありがとうございます。ほかに植物についてございますか。

では、次は動物ですが、動物について御意見、御質問ございましたらお願いします。

お願いします。どうぞ。

江田委員

動物のところの注目すべき昆虫・チョウ類というところがあるのですが、ベニモンマダラは、チョウチョじゃなくてガなので、表記方法として、「チョウ・ガ類」にするか、鱗翅目にするほうが適当かなと思います。

もう一つが、そのベニモンマダラに関してですけれども、県道 138 号線沿いで 10 個体確認されたというのは、移植地はどのくらいの距離の場所なのか教えていただきたいと思います。

この2点をお願いします。

| | |
|--|--|
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ)</p> | <p>1点目の表記の仕方ですが、こちらは事後調査計画書と同様の表記ではあるのですが、表記の仕方については、長野県の事務局サイドとも相談して整理してまいります。</p> <p>もう一点、道路沿いに確認されたのが、どの程度離れているかについては、概要資料だと地点がないのですけれども、お配りしている本編、事後調査報告書本体のほうにはその位置が示されております。</p> <p>ページ数は 6.6-40 ページというところになるのですが、御覧になれますでしょうか。図の 6.6-9、注目すべき種の確認位置です。</p> |
| <p>江田委員</p> | <p>大体何 km ぐらいですか。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ)</p> | <p>計画地の中に通っている道路沿いになりますので、距離的には 100m から 500m の範囲です。</p> |
| <p>江田委員</p> | <p>では、移植したクサフジなどもありますけれども、ベニモンマダラも、たしか移植、移動させていますね。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ)</p> | <p>そうですね、食草の移植を行っております。</p> |
| <p>江田委員</p> | <p>ベニモンマダラ自体はどうですか。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイデ イディ)</p> | <p>事前の調査で、ベニモンマダラの成虫とか幼虫がいれば移設ということを考えていたのですけれども、事前調査の中ではそれは見つからなかったという状況です。</p> |
| <p>江田委員</p> | <p>分かりました。ありがとうございます。</p> |
| <p>鈴木委員長</p> | <p>ほかに動物についてございますか。 よろしいですか。 中村委員、何かございますか。</p> |
| <p>中村委員</p> | <p>昔のことでよく覚えていないのだけれども、たくさんシカがいたと思います。それで、令和7年からモニタリングを始めるようですけれども、工事場所はシカ対策で網を張りましたか。</p> <p>つまり、網を張った後のモニタリングをするのか、網を張らずに何も困っていない状態でモニタリングを開始するのか教えてもらいたいです。</p> <p>鳥は、私は専門だからこれはいいと思うのですけれども、シカが多かった気がします。</p> |
| <p>事業者 中田 (株式会社ポリ</p> | <p>おっしゃるとおり、令和7年度からシカの食害発生状況の事後調査を行う予定になっております。これは供用後の調査ですので、シカ対策としてパネルの周囲に 2.5m ずつとか、シカが飛び上がっても入れないような対策をいたします。そのフェンスを張</p> |

| | |
|---------------------------------------|--|
| テック・エイディ イディ) | った後に調査をするという計画でございます。 |
| 中村委員 | たしかそうでしたね。 それから、そのモニタリングをするのだけれども、令和5年と6年というのは工事中ですけれども、工事をする前にも一応やっているわけですか。つまりニホンジカの移動経路というのは、カメラか何かを設置してやっていて、それと比較するために今度は柵をつくったらこうなったということをやろうという考えですか。 すみません、よく覚えていませんが、シカが多く、高速道路に飛び出すのではないかという話もあったぐらいです。だから令和7年からモニタリングする経路というのは、柵をつくる前の状態もあって比較するのですか。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイ ディ) | 着工前の現況調査の段階では、センサーカメラをつけて確認もしているのですけれども、あと、任意踏査によって、ふんの位置を確認しているんですけれども、基本的に計画地全域をシカが利用しているだろうという状況を確認しております。 その中で対策によって、シカ対策としては、シカのえさ場をつくらないということを目指して、そういった意味でパネルの用地、草地化されるパネルの用地には入れないという対策を目標にしてやっているといるという状況があります。 |
| 中村委員 | つまり知りたいのは、工事完了後に調査を始めますよね。シカの対策をやった後にするわけですね。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイ ディ) | はい。 |
| 中村委員 | 本当はやる前とやった後がいいのだけれども、柵をつくった後にやるということを確認してもらいたいです。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイ ディ) | フェンスをした後に調査をします。着工前は全域を使っている、工事中はさすがに工事区域にはシカは入ってきにくいと思いますので、工事が終わってフェンスができた後に調査をし、それで前後確認をしたいと考えております。 |
| 中村委員 | 分かりました。本当はフェンスをつける前とつけた後で初めてやれば、フェンスの有効性が分かるのですけれども。確かにシカ対策のフェンスをつくるのは大変な長さですよね。 |
| 事業者 中田 (株式会社ポリ テック・エイ ディ) | そうですね、順次困っていく形になるので、前に一斉にやって、つけた後一斉にやるというのはなかなか難しい状況です。 |
| 中村委員 | はい。私の意見は以上です。 |
| 鈴木委員長 | 動物についてほかにございますか。 生態系・景観ですが、いかがでしょうか。 |

| | |
|-------------------------|--|
| | どうぞ、佐々木委員、お願いします。 |
| 佐々木委員 | <p>先ほど井田先生がおっしゃった景観保全森林ですが、基本的に今あるカラマツを伐採し、次に樹種転換、クヌギ・コナラを中心とした林に育てたいとのことで、今、調査中だということですが、それは仕方がないかなと思います。幅が 10m ですから、クヌギ・コナラで遮へい効果が得られるのだと思います。</p> <p>ただ、その事後調査で、令和 6 年度に行うとは書いてはいますがけれども、それだけではなくて、遮へい効果が得られるまで続けていただきたい。つまり、その遮へい効果が十分に得られなかったら、また次の手を考えなくてはならないため、この点だけ、つまり事後調査を続けることだけお願いしたいと思います。以上です。</p> |
| 事業者 小泉 (株式会社藤巻建設) | <p>ありがとうございます。今の遮へい効果については、たぶん 1 年や 2 年ではなかなか難しいと私も思っておりまして、事業主として、事業を継続する限り努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 佐々木委員 | 分かりました。結構です。よろしくお願いします。 |
| 鈴木委員長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにございますか。全体についても結構ですがけれども、今回の事後調査報告につきまして何か。</p> <p>梅崎委員、お願いします。</p> |
| 梅崎委員 | <p>先ほど景観のところ、風倒木によってパネルが破損したという御説明がありました。まだ発電はしていないということだと思っておりますが、パネルの安全性について御説明いただきたいと思います。発電中にそのようなパネルの破損等が起きたとき、例えば降雨時に、安全性についてはどのようなことになっているのでしょうか。具体的に言うと、火災や漏電、電気の遮断など、そのようなことが起き得るのかどうかということですか。</p> |
| 事業者 小泉 (株式会社藤巻建設) | <p>パネルが破損した場合については、破損しなかった部分がある限り、基本的に発電は続いています。なので、当然そこから漏電等が発生するおそれはあるのですが、各サイトごとに遮断器が全部ついておりますので、異常電流が流れたときには全部遮断されます。</p> <p>あわせて、迅速な対応としまして、そこにつながっているケーブルを切断することによってほかへの影響を食い止めることができますので、サイト全体を異常電流、または何か起こったときにはすぐ警報が飛んでくるシステムもつくってありますので、例えばその当日というのはなかなか対応が難しいかもしれないのですが、1 日以内には間違いなく対応できます。</p> <p>また、破損したものが下へ落ちて路上等に落ちるといことも、何日も放置するとそうなると思うのですが、車のフロントガラスと同じように基本的にあまり飛散するようなガラスを使っていないので、なるべく早く処置をするということで、防災上は大丈夫だと思います。</p> |
| 梅崎委員 | <p>県外ですけれども幾つか火災が起きて、消火に手間取っているという事例もありますので、お聞きしました。降雨時に、破損させないということが前提だと思うのですが、そのようなことが起きたときには、遮断など安全面は幾つかあるということですか。</p> |
| 事業者 小泉 | はい、もちろんです。 |

(株式会社藤巻
建設)

梅崎委員

分かりました。十分安全性に気をつけて施工していただければと思います。

事業者

ありがとうございます。

小泉

(株式会社藤巻
建設)

鈴木委員長

よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言もないようですので、本事業についての審議はここまでとさせていただきます。

本日はありがとうございます。事業者の皆さんは御退席ください。

次に、資料4について事務局から説明をお願いします。

事務局

山崎

(県環境政策課)

それでは、資料4の木曾川右岸道路建設事業に係る事後調査報告書について説明いたします。

事業の概要は(1)に記載のとおりで、事業実施区域が2町1村に掛かる道路の建設事業でございます。

次に、(2)事業の経過ですが、平成18年に評価書が公告されまして、翌年に事業着手しています。現在、延長約22kmの途中の複数箇所について、段階的に供用されているという事業でございます。

令和5年度の調査対象区間の位置等につきましては、事後調査報告書の2ページのA3の図を御覧ください。右側の図2.4.2が事業の進捗状況となります。左側の図2.4.1で赤枠で囲われ、その脇に報告対象と赤字で書かれた区間、読み上げますと右から「登玉～殿ブロックのABC共通区間」、「野尻向～柿其ブロックの野尻向DE共通区間」、「同ブロックのE案」、「同ブロックの柿其DE共通区間」、「沼田～山口ブロックのFG共通区間」、この5つの区間が令和5年度の事後調査の対象区間となります。

それでは資料4にお戻りください。

(3)事後調査報告書の概要に記載のとおり、今回の調査項目は、植物、生態系の2つとなります。

まず、植物についてでございます。

ABC共通区間のササユリにつきましては、供用後の調査となりますが、経過を表に簡単にまとめてございます。事後調査報告書は15ページ以降となります。

平成27年度以降、移植、採種、播種を行ってきましたが、移植株は活着せず、播種地での発芽が確認されていない状況でした。

付近に落下した枝の除去を行うなどのメンテナンスの効果が出始めたのが、一昨年の令和4年度でして、令和元年度に播種した播種地では、令和4年度が2株、令和5年度が1株確認され、令和2年度に播種した播種地では、令和4年度が200株以上、令和5年度が300株以上を確認しています。

なお、令和元年度播種地と令和2年度播種地で結果に差がありますが、令和元年度播種地は、播種後に付近でナラ枯れ対策の伐採がされており、播種地に直接降雨が降り注ぎ、表土と種子が流された可能性があると考えられています。この区間のササユリは、計画どおり、保全対策実施後3年目となる令和5年度でモニタリング終了となっています。

次に、野尻向DE共通区間のウマノズクサ、ヒメシャガ、カヤラン、ササユリ、キクモにつきましては、工事着手前の生育状況調査となります。事後調査報告書は25ページ以降となります。開花期に併せた調査ですが、キクモ以外の種は平成18年当時の評価書と同じ場所で複数株確認され、同種にとって良好な環境が維持されていると考

察しています。

評価書で1株が確認されていたキクモにつきましては、今回の調査では確認されませんでした。工事着手前であり、その他の大きな環境変化もみられないことから、人為的な影響ではないと推測されています。

この区間の植物調査は一旦終了となりますが、ササユリは今後の道路線形によっては生育に影響がある可能性があるため、その場合は再度調査を実施するとされています。

次に、資料4の裏面を御覧ください。柿其 DE 共通区間のオオハナワラビです。事後調査報告書は31ページ以降となります。こちらでも工事着手前の生育状況調査となります。令和4年度11月の調査で、評価書に示された分布位置で生育が確認されませんでした。昨年、大窪委員からの御意見を踏まえ、令和5年度にも調査時期を遅くした上で再調査を実施しています。今回も未確認となりましたが、近縁種のフユノハナワラビが複数株確認されており、オオハナワラビの生育環境は維持されていると推測しています。

次に、沼田～山口ブロック FG 共通区間のエビネ、ヒメシャガです。事後調査報告書は33ページ以降となります。エビネは工事着手前、ヒメシャガは供用後の生育状況調査となります。ヒメシャガも当初は工事着手前に調査を予定していましたが、環境変化がないということで見送られていました。今回、道路の創出による生育地周辺の環境変化の影響を確認するために供用後調査が行われたものです。

ヒメシャガについては、評価書と同じ場所で複数株の生育が確認され、生息地が橋梁下に位置したため大きな影響は受けなかったと推測しています。

エビネについては、評価書で2株確認されていたところ、今回は同じ場所付近では確認されませんでした。工事着手前であり、その他の大きな環境変化もみられないことから、人為的な影響ではないと推測しています。ただし、生息地としてのポテンシャルがあると考え、施工前、施工中に本種が確認された場合は環境保全措置を実施するとしています。

次に生態系でございます。

創出した移動経路を利用する種、それからクマタカについて調査が行われています。事後調査報告書は37ページ以降となります。

創出した移動経路を利用する種の調査につきましては、供用後の調査となります。沼田～山口ブロックの FG 共通区間で、橋梁直下を移動する種について、センサーカメラによる調査が行われ、記載のとおり、動物の移動経路利用が確認されています。前年度同様、小型哺乳類から大型哺乳類まで移動に利用されていることが推測されており、計画どおり本調査は一旦終了となります。

その下のクマタカの調査につきましては、事後調査報告書の47ページ以降となります。工事中の調査となりまして、野尻向～柿其ブロックの E 案の阿寺地域におきまして、行動圏及び繁殖状況を把握するための調査が前年度に引き続き実施されています。調査の対象は阿寺ペアの一組ですが、令和5年度はえさ運搬や幼鳥が確認されたことから、繁殖の成功が確認され、さらに令和6年には交尾も観察されていることから、今後も繁殖する可能性が高いとされています。

説明は以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。

ただいま説明いただきました資料4、「木曾川右岸道路建設事業に係る令和5年度の後調査報告書」でございますが、これについて、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

富樫委員、お願いします。

富樫委員

動物の移動経路について、創出したものはここに記されているところだけしかないのでしょうか。

事務局

ここに記されている橋梁直下、ここをターゲットにした調査でございます。

山崎
(県環境政策課)

富樫委員

総括および考察のところで、ロードキルの状況のデータがないということですが、これは何らかの手立てで情報を収集することはできないものなのか、気になりました。せっかくこういう配慮したもので観測までしているのであれば、近くでロードキルが発生しているのかしていないのか。

しているとすれば、もっと積極的に動物を誘導するような手立てがないのかどうか、考えるべきことは出てくると思います。道路管理者のほうで、記録しておいてもらうというようなことができないのか、可能であればそうしていただきたいと思えます。

事務局
山崎
(県環境政策課)

ロードキルの情報収集の手立てがあるのかどうか、事業者を確認したいと思えます。ありがとうございます。

鈴木委員長

ありがとうございます。
井田委員、お願いします。

井田委員

エビネに関してお聞きしたいのですけれども、もともと個体数も少ないですし、なくなってしまう可能性は十分あるのですけれども、一つの可能性として、人為的影響というものがある、もしかして植物のマニアによる盗掘ということは考えられるでしょうか。工事によって立ち入りやすくなったとか、何かそのような影響があるのかどうか、分かれば教えていただきたいのですけれども、お願いいたします。

事務局
山崎
(県環境政策課)

報告書ではそこまでの情報は記載されておりませんので、その辺の詳細な情報があるのか、分かるのかというところは、事業者を確認したいと思えます。

井田委員

民家も近いようなので、そのような影響があるのかどうかだけ、分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

では、ほかに御発言もないようですので、本事業についての審議はここまでとさせていただきます。

次に資料5について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
山崎
(県環境政策課)

次に、資料5を御覧ください。

新クリーンセンター建設事業に係る事後調査報告の概要について説明いたします。
(1) 事業の概要に記載のとおり、事業者は佐久市・北佐久郡環境施設組合で、ごみ処理施設の処理能力は2炉で110t/日です。

施設の位置は報告書2ページの地図を御覧ください。佐久平パーキングの約3km北に位置し、佐久スキーガーデンパラダの隣となります。

資料5に戻っていただき、(2) 事業の経過ですが、平成27年4月に評価書が公告され、翌28年6月に対象事業に着手、令和2年に建設が完了し、供用開始されています。

(3) の報告書の概要でございます。昨年度に引き続き、供用後における植物、動物の調査となります。

まず、植物についてでございます。

注目すべき種のうち、移植、種子の保存及び播種、育苗、挿し木などの環境保全措置の効果に不確実性が生じるとされた3種を対象に生育状況の把握を行っています。調査結果は資料5の表にまとめてありますが、種ごとの調査の詳細や、これまでの経過等については、報告書の11ページ以降を御覧ください。

ヤエガワカンバとオニヒョウタンボクは順調に生育しており、いずれも個体数が現況調査時を上回り、また、これ以上対象事業実施区域に移植を行うスペースもないことから、育苗中の幼木は移植済み個体に問題が生じた場合の予備として育苗を継続することとされています。ギンランについては令和4年度の確認地点の周辺で開花あるいは開花後の10個体が確認されています。

以上、いずれの種も事業実施の影響とみられる異常が確認されていないことから追加対策は必要ないと整理されています。

次に動物です。

注目すべき種のうち、環境保全措置の効果に不確実性が生じると予測されたベニモンマダラとクリイロベッコウを対象に調査を行っています。調査結果は表にまとめてありますが、種ごとの調査の詳細等については、報告書の55ページ以降を御覧ください。

ベニモンマダラは、幼虫の食草であるクサフジの移植先とクサフジが残存している事業地内の移植元において、生息状況の調査が行われており、表に記載のとおり昨年度も幼虫・成虫が確認されています。

また、他の草本類の繁茂によるクサフジの植被面積の減少を防ぐため、外来種のオオブタクサや、スゲ類、つる性植物の除草を行っています。この点、昨年度、大窪委員から、ピロードスゲ自体が他県の例からもかなり希少といった御指摘を頂戴しまして、57ページの表ではそのことも踏まえ「生息基盤移植先内に限って草刈を実施した」と記載がされています。

次、クリイロベッコウについては、H27年に移植した先で令和5年には生貝が1個体確認されており、それ以外の陸産貝類も継続して確認されています。

以上のことから、ベニモンマダラとクリイロベッコウのいずれも、環境保全措置により工事による影響を低減できていると整理されています。

なお、植物のギンラン、動物のベニモンマダラ、クリイロベッコウについては、計画どおり供用開始後3年にあたる令和5年度で事後調査終了となっています。

動植物の具体的な移植位置や確認位置については、事後調査報告書の非公開資料を御覧ください。

説明は以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。

ただいま説明いただきました資料5、新クリーンセンター建設事業に係る事後調査報告書ですが、これについて、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

内容とは関係ないのですが、事業が終わった後の景観、その事業の施設の概要をつけていただくと分かるのですけれども。我々、更地のところの調査をしていて、どのように事業が実施されて周りの景観がどのようになったかという写真等があるとすごく分かりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局
山崎
(県環境政策課)

今年度の事後調査報告書には、そのような写真等がありませんので、次年度以降、報告書にそのような情報を含められるように検討を依頼したいと思います。

梅崎委員

その他のところについても、現在の状況が分かるようなものをつけていただくと議論がしやすいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局
山崎
(県環境政策課)

ありがとうございました。

鈴木委員長

ほかに御発言もないようですので、新クリーンセンターについての審議はここまでとさせていただきます。

次に資料6について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
山崎
(県環境政策課)

次に資料6を御覧ください。

都市計画道路伊駒アルプスロード線に係る事後調査報告書の概要について説明いたします。

事業の概要は(1)に記載のとおりで、事業実施区域が2市1村に係る道路の建設事業でございます。

道路の位置につきましては、報告書の2ページ以降を御覧ください。駒ヶ根市の伊南バイパス接続点から伊那市の伊那バイパス接続点まで約11.6kmの道路延長の事業規模でございます。

それでは資料6にお戻りください。

次に、(2)事業の経過ですが、平成31年2月に評価書が公告されまして、現在は事業着手前の段階となります。

(3)事後調査報告書の概要ですが、令和5年度調査は工事着手前における動物、植物、生態系、騒音、地下水の調査となります。報告書本体の6ページの図に示してございますが、令和5年度は事業段階が先行している3工区が調査範囲となります。

本調査は、予測・評価の結果、不確実性が高いとされた項目や種に係る調査は、「環境影響評価法に基づく事後調査」として整理し、地元意見や知事意見、或いは技術委員会意見等を踏まえて設定した項目や種に係る調査は「その他の事後調査」として整理し、報告書も切り分けて構成されています。

まず、法に基づく事後調査の調査結果です。報告書は22ページ以降をご参照ください。

動物につきましては、ハチクマ、オオタカ、ハヤブサについて、定点観察調査、林内踏査により生息状況、繁殖状況を把握するための調査が実施されています。

ハチクマ、ハヤブサは、3工区周辺で出現が確認されましたが、営巣地や繁殖兆候の確認はされませんでした。オオタカは幼鳥の巣立ちが確認され、繁殖成功が確認されています。

植物につきましては、カラスノゴマ、メハジキ、ミズマツバ、ウリカワについて、3工区周辺で踏査により、生育状況調査を行っています。報告書は31ページとなります。

カラスノゴマ、メハジキ、ミズマツバは生育が確認されませんでした。ウリカワは複数箇所を確認されました。

植物も動物も工事着手前の調査ですが、翌年度も継続して調査する予定とされています。

次に、その他の事後調査結果です。報告書は35ページ以降をご参照ください。

騒音につきましては、詳細設計を踏まえた供用時の騒音予測を実施しています。調査の結果、評価書時の予測と同様、道路端、背後地ともに環境基準を満足する結果となっています。

地下水につきましては、報告書は39ページ以降となりますが、3工区周辺で井戸の分布、利水状況に関する調査を実施しています。その結果、5箇所の井戸の存在が確認されています。今後は、工事中及び供用後の調査で影響の有無を確認してまいります。

次に、動物につきましては、3工区周辺を対象として、オオムラサキの生息状況、オオムラサキの食樹でありますエノキ、エゾエノキの生育状況を調査しましたが、いずれも生育個体は確認されませんでした。

なお、猛禽類の飛翔図や、井戸の位置などにつきましては、非公開資料を参照いただければと思います。

説明は以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました資料6伊駒アルプスロードにかかる事後調査報告書ですが、これについて委員の皆さんの御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

富樫委員、お願いします。

富樫委員

井戸の調査データがありますが、その水質への影響というようなところで、管渠工とか盛土とか、そういう工事の種類が書いてありますが、どのぐらい掘削する箇所なのか、その辺のところのデータがないので、その影響の捉え方というか、この資料だけでは分かりません。

管渠をつくるためにどのぐらい掘削する予定なのかとか、その辺のところは併せて示してほしいと思います。

事務局

山崎

(県環境政策課)

その旨事業者に伝えたいと思います。

鈴木委員長

北原委員、どうぞ。

北原委員

第3工区の調査範囲のことですが、資料6関係1の図2-2を見ますと、動物として調査範囲が入っていますけれども、図2-3の植物の3工区の調査範囲と違っているのですね。動物のほうは猿岩という天竜川に架かる橋のところまで範囲が入っていますけれども、植物のほうは、それより手前の伊那市と宮田村との境ぐらいのところの範囲になっているわけです。これはどちらが正しいのでしょうか。

事務局

山崎

(県環境政策課)

これはどちらも縮尺が同じですので、3工区の調査範囲は同じでないといけないかと思えます。

北原委員

では、図2-2が正しいということで、図2-3の植物のほうは間違っていると。

事務局

山崎

(県環境政策課)

6ページの図2-1に3工区の調査範囲がありますが、これが基準になるかと思えます。

北原委員

~~~~~<ここから非公開>~~~~~

~~~~~<ここまで非公開>~~~~~

事務局

山崎

(県環境政策課)

分かりました。その森林のエリアに実際にオオムラサキがいるということも含めまして、事業者には伝えたいと思います。

北原委員

よろしくお願いします。

鈴木委員長

今、場所の問題も出てしまいましたので、これは非公開審議のような気もしますので、北原委員、御注意いただけますか。

| | |
|-----------------------|---|
| | 今の件については、非公開審議ということにさせていただきます。 |
| 北原委員 | すみません。よろしくお願いします。 |
| 鈴木委員長 | 中澤委員、どうぞ。 |
| 中澤委員 | <p>本日はいろいろありがとうございます。この案件に関わることだけではないのですけれども、事後の調査の結果というのは、一般的にはどのように公開されているのでしょうか。</p> <p>ここまで綿密に調査をされて、当然環境アセスメントをやった上で工事がなされて、さらにそれを追跡調査をしているということが広く県民に知らされることは重要なことだと思うのですけれども、どのあたりまでどのように公開されているのか、不勉強で恐縮ですが、改めて教えていただければ幸いです。</p> |
| 事務局 山崎 (県環境政策課) | ありがとうございます。事後調査の結果は公告・縦覧対象となります。一般の方からの意見も募集するという手続きがございます。 |
| 中澤委員 | 分かりました。公開をしてパブリックコメントをいただくという理解でよろしいですか。 |
| 事務局 山崎 (県環境政策課) | おっしゃるとおりです。 |
| 中澤委員 | <p>分かりました。私も先ほど別の委員が御指摘されていましたが、地図があったり、事前と事後の様子が分からないとなかなかコメントが広がらないというところは今日の会議で感じたところですが、これだけのことをいろいろ調査がなされているというのに、パブリックコメントは非常に興味深い方がアクセスされるかと思えますけれども、これはこの案件の話ではないのですが、何らかの形でこういった生き物たちがいて、今、見られないけれども実は見ている人もいたりとか、そういった環境に影響が少なく開発を私たちが行う社会をつくらせているということ認識してもらうためにも、非公開資料は当然ですが、もう少しこういった調査をしているということが多くの方に見えやすい形になるとよろしいのかと思いました。</p> <p>これは今回の案件の話ではなくて全体的なところですが、申し訳ございません、コメントまで失礼いたします。</p> |
| 事務局 山崎 (県環境政策課) | ありがとうございます。意見が出やすい、言いやすい形の図書になるように、事務局としましても事業者をお願いしていきたいと思えます。 |
| 鈴木委員長 | <p>ほかに御発言もないようですので、本事業についての審議はここまでとさせていただきます。</p> <p>なお本日の審議全般について、追加で御質問、御意見等がありましたら、7月25日(木)までにメールで事務局へ提出していただくよう、お願いいたします。</p> <p>次に議事(3)の「その他」について、何かございますか。</p> |
| 事務局 山崎 (県環境政策課) | その他については特にございません。 |

鈴木委員長

次に、今後の審議予定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局
山崎
(県環境政策課)

今後の審議予定でございます。第5回技術委員会は、8月23日(金)に県庁議会棟第1特別会議室で開催いたします。

次回の開催通知については、追って送付いたしますので、御多用のところ恐縮ですが、御対応をお願い申し上げます。

なお、本日審議いただきました事業について、追加して御意見等ございましたら、7月25日(木)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

鈴木委員長

ただいまの説明について、御質問等ありましたらお願いいたします。

ほかに御発言もないようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。議事進行に御協力ありがとうございました。

事務局
塩入
(県環境政策課)

本日の技術委員会をこれで終了します。

ありがとうございました。